

「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務及び「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務及び「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

(1) 業務名

「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務及び「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務

(2) 仕様書

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和2年3月27日（金）まで

(4) 委託料

7, 263千円（消費税込み）以内

委託料には、委託業務に係る全ての経費を含み、「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務は、1, 715千円以内、「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務は、5, 548千円以内とする。

3 参加資格及び方法

(1) 企画コンペに参加できる者

2(2)の内容が実施可能な青森県内に本社及び支社がある会社・法人等であり、かつ、次の(ア)～(エ)の要件を全て満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定により、一般競争入札に参加できない者でないこと。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(エ) 「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」における業種及び種目区分で「W01 広告・宣伝」及び「W03 イベント」を有し、同名簿における等級がAであること。（契約の予定金額が500万円以上）

(2) 参加方法

別紙「「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務及び「だし活」×「旬の

野菜」普及啓発推進業務企画提案競技参加申込書」を令和元年6月7日（金）午後5時（必着）までに提出すること（持参、郵送、ファクシミリ）。なお、郵送、ファクシミリの場合は、到着確認を行うこと。

4 企画提案競技提出資料

(1) 企画書

ア 仕様

仕上りをA4版とする。縦使い・横使いは問わない。

イ 提出部数

当日8部提出

ウ 記載必要事項

(ア) 社内体制とスタッフの配置

本業務を受託した場合の社内体制とスタッフの概要を記載すること。また、社内の体制フロー（連携をする全ての社内、子会社、関連会社、個人を含む）、関わるスタッフの業務履歴について記載すること。

(イ) 「無意識の減塩」環境づくりプロモーション全体運営

青森県が進めている「無意識の減塩」環境づくり調査研究の実証にあたり、貴社のノウハウ及びどのように研究内容で得られたビジネスモデルを県内企業へ効果的に広めていくのか、また一般県民に対する減塩に対する機運醸造を促す効果的な啓発活動について具体的に記載すること。

<企画書記載必須項目>

- ・「無意識の減塩」環境づくりのための効果的な啓発活動
- ・調査研究先である青森県立保健大学等との業務実績等

(ウ) 「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務

「旬の野菜」をツールにしながら更なる「だし活」の普及啓発を推進するにあたり制作する、資材について、スケジュールやデザイン案等を記載すること。

<企画書記載項目>

- ・カレンダー、情報冊子及びレシピ動画を制作するにあたっての全体スケジュールの提示
- ・カレンダー、情報冊子及びレシピ動画のターゲット層に併せたデザイン案
- ・カレンダー、情報冊子及びレシピ動画を普及するために実施する取組等

(エ) 実績

本業務と類似の業務又は本業務を実施するに当たって、優位になると思われる、自社の実績について記載すること（地方自治体から受託した業務に限らない。）。

(2) 経費見積額

消費税を含めた金額で見積もることとし、税率は10%とすること。

5 審査会について

(1) 日時

令和元年6月17日(月)

※詳しい日時は後日、個別に通知する。

(2) 場所

青森県庁 北棟5階 農林水産部5階B会議室

青森県青森市長島1-1-1

電話017-734-9572

(3) 実施方法

- ・企画提案競技参加者は、企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
- ・プレゼンテーションの時間は1社15分以内とし、その後5分以内の質疑応答の時間を設ける。
- ・参加申込が4社以下の場合は、以下に定める期日までに企画提案書を提出し、プレゼンテーションは行わず、書類審査のみとする。

(4) 評価基準

- ・企画内容の的確性、実現性
- ・実施体制
- ・同種又は類似の業務実績

(5) 審査結果の通知

- ・企画提案競技参加者に速やかに審査結果を通知する。
- ・審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 質問事項について

企画提案競技に関する質疑は令和元年5月30日(木)午後5時までにファクシミリ、メールで受け付け、令和元年5月31日(金)までに全参加者に回答する。

7 スケジュール

5月下旬(決裁日)	公募開始(HP掲載)
5月30日(木)午後5時	事前質問受付期限
6月7日(金)午後5時	参加申込書提出期限
(6月14日(金)午後5時	企画提案書提出期限 ※参加申込が4社以下の場合)
6月17日(月)	企画提案競技審査会
6月下旬	審査結果の通知
6月下旬	委託先との詳細打合せ
6月下旬	契約締結

8 その他

- (1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書などの提出資料は返却しない。

- (2) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。
- (4) 提案数は、1社1案とする。

9 問合せ先・参加申込書提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部総合販売戦略課 地産地消グループ 柿崎

電話 017-734-9572

FAX 017-734-8158

メール hanbai@pref.aomori.lg.jp

「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運営業務及び
「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務
企画提案競技参加申込書

年 月 日

青森県農林水産部総合販売戦略課長 殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

記

「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運営業務及び「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務に関する業務委託の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

担当者名 _____

電 話 _____

F A X _____

メ ー ル _____